



～事務所宣言～ 私たちは男女が
ともに安心して子育てをし、仕事に
打ち込める社会を目指します

T101-0022

東京都千代田区神田練堀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail lk@iemura.jp URL <https://srwakariyasuku.com/>

中小企業の月60時間超の残業割増賃金率アップ

来年4月1日から、**中小企業についても**大企業と同様に**月60時間超の残業の割増賃金率が50%に引き上げ**られます。割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。

ご不明の点は、弊所にお問合せください。

女性活躍に関する「情報公開」が変わります

女性活躍推進法に関する制度改正に伴い、女性の活躍に関する情報公表項目が追加されました。労働者が**301人以上の事業主について、「男女の賃金の差異」の情報公表**が必須となります。今年7月8日の施行後、最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表する必要があります。

「男女の賃金の差異」は、男性労働者の賃金の平均に対する女性労働者の賃金の平均をパーセントで示すことになっています。

詳細については、下記リーフレットをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000962289.pdf>

職業安定法 改正のポイント

求職者が安心して求職活動を行うことができる環境の整備と、マッチング機能の向上を目的として、職業安定法が改正されました。今年10月1日施行の改正内容は、大きく分けて以下の3点です。

- ① 求人等に関する情報の**的確な表示**の義務化
求人企業の義務として、虚偽の表示・誤解を生じさせる表示をしてはならないこと、求人情報を最新の内容に保つこと等が定められています。
- ② **個人情報の取扱い**に関するルールを整備
- ③ 求人メディア等に関する**届け出制**の創設

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000983824.pdf>

雇調金・小学校休業等対応助成金の特例措置延長

雇用調整助成金の特例措置について**11月末まで**の特例措置等が公開され、助成率は維持、日額上限額は減額の予定です。原則的な特例措置の生産指標の要件も、前年等の同期比5%以上減少から10%以上減少と厳格化されます。12月以降の取扱いについては、雇用情勢を見極めながら具体的な助成内容を検討の上、10月末までに改めて周知されます。

小学校休業等対応助成金・支援金についても、助成率は維持、日額上限額は減額で**11月末まで**延長されています。

兼業・副業 ガイドライン改定

今年7月に、「兼業・副業の促進に関するガイドライン」が改定されています。今回の改定では、「企業は、労働者の多様なキャリア形成を促進する観点から、職業選択に資するよう、**副業・兼業を許容しているか否か**、また条件付許容の場合はその条件について、自社のホームページ等において**公表することが望ましい**」という文言が追加されています。ガイドラインのQ&Aにも「兼業・副業に関する情報の公表」について追加されています。詳細は厚生労働省のHPをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>

弊所の体制について

弊所では新型コロナウイルス感染対策として、**職員のシフトを見直し対応**しております。引き続き、ご相談やお問合せはメールまたは家村携帯 **09035225025** までお願いします。Zoom や Webex 等にも対応しております。

